

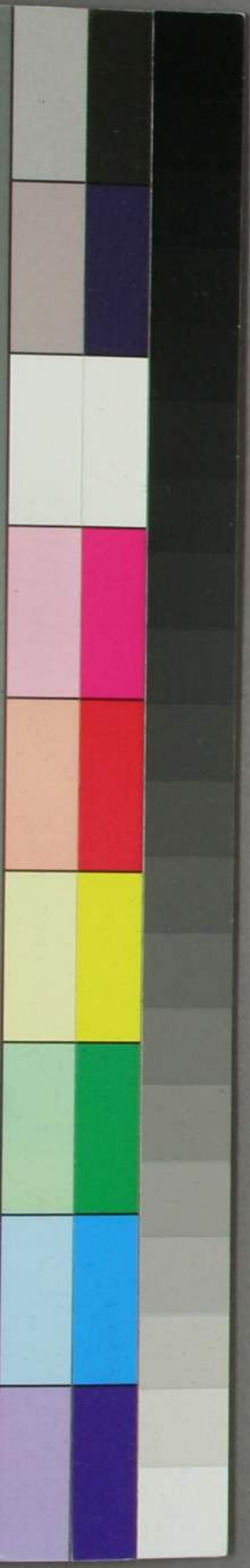
田口  
卯吉著

日本開化小史

卷之三

伊  
女  
拾  
冊

リ 5  
433  
3



田口卯吉著

# 日本開化小史

田口氏藏版

日本開化小史卷の三目錄

## 第五章

鎌倉政府治世の間小政府と大名との關係變せし事

王室よて鎌倉政府を覆はんとせらるる事

王室伐助くるを正道なきと稱贊する源由

楠氏の武略

鎌倉政府の滅亡

後醍醐の治世規律なき事

武人望を失ひ源氏の二胄と奉戴する事

南北朝の戦

同會  
印

伊5  
439  
卷8

日本開化小史 卷三 目錄

第六章

南北戦争の後國家に有様一新せし事

封建の分子膨脹の源由

大名の權強くして統一の政府ふし事

豪族の驕奢甚たしくきて開化の器藝進みし事

日本の人民此豪族の配下ふ苦む有様

應仁の亂

戰國の事

日本開化小史卷之三

田口卯吉著

第五章

鎌倉政府の滅亡より  
南北朝の戦まで

鎌倉政府の組立ハ緻密ふして善く國家の權衡を保ちしうを海内久しく穩うふして人民泰平の澤と樂みし  
其かとも其泰平こそ實に後來の禍と胚胎して此政  
府を滅亡せしむればと見えしを多し抑へ前章に説き示  
せし如く鎌倉政府が關東有功の武士に守護或は地頭  
ふ補して諸國に配布したるを彼の剛勇ふして死を惜  
まざり土着の武夫と統管せしむれば主意を出て地方  
を制するの策に成りしとふればとも數世に経るふ及ひ

て此守護地頭等も又諸國の武夫の一人とふりて最早  
政府の爲ふ計るの人にあらずを所謂集惡の者の成鎮む  
る人よへあらで寧ろ集惡の者なく棟梁とて變りたり  
是を其いつれなき小ぢらざる抑々人情の忠義を知りハ  
利害と共にすむ小發するも此あり彼の守護地頭等が  
當初關東の忠臣たる一所以のもれハ政府と痛癢利害  
を共にしたるが爲りなき其職を鎌倉より命する所に  
とて親族友人も多く關東あり其言語風俗も關東より親  
密にして關東の事を惡く様々言ハるゝさへ自己まで  
肩身狭く思ふ程ありしが爲りなき然れども遠き者益  
く疎きハ人情の常なりを數世の後小及びいてハ友人と

既ぬ去り親族までも互に打忘き政府と此關係も次第  
弛み却て其土地に人民と親密になり其生土小愛情  
を生く其武夫と痛癢利害と共に其國人の榮辱を就  
てハ自己亦た喜怒を同する小至れりされが始め小ハ  
政府の爲り小武夫に姦濫を抑へ其高名心を制ししを  
ども終りにハ武夫と使用して自己の高名を輝うさん  
と成心掛り且つ其を守護地頭此職ハ代々武夫に長  
たつものありて應令の郎黨を養はざるべうらざる定め  
なきを末代小及びてハ式目の制を背きて地頭より盜  
賊を平けたる功小誇きそのも見えたりされを守護  
地頭ハ外形より變化を計きども内實は於てハ最早鎌

倉政府と利害を共ふを以てのとも見えぬ鎌倉政府の忠節と盡すものとも見えぬ純然たる封建の一貴族として政府を其他の党派なき自己に利益あり方と武夫と帥ひて馳加らんとする有様とふれり  
社會の有様もやうに變化し守護地頭と政府との關係大小緩みしりども彼の祖先に時と盛ふりし武勇の氣ハ此時に及ひても更に衰ふる事なく却り豪勇の氣風久しく打繼ぎたりと爲り更に然諾と重き氣と武夫と與へたりと如く抑々道理代考へ是非と質すハ無學なる武夫の天性好む處を其與ふ所ハ必しも正邪曲直と問はるる國家の利害ありに關せ

を唯た一度與力したる人の爲りし死に至るまで變せざるを以て快とし世の人とも是を見て天晴れ大剛の者やと稱したり此等の實例ハ當時に史上に歴々として蓋し任侠と尊ひ一諾と重き氣と所謂爲し難きを爲さんと心の心小發すゆきのれば彼の勇敢剛猛の武夫等小此風俗あり固より驚く小足らざるなり社會の有様此の如く人心の有様此の如きと及んでハ鎌倉政府を宜しく舊例と墨守せしめて適當の處分と施さばるべしとらざるべし小凡て隱然の變化を容易と認り得難き者なりとゆゑに此を防ぐの術小心付らざるのみならず泰平に狎む驕傲の風自ら出で來りて地方

の武族も對するも復た祖先の如く敬禮を盡さず不  
く其自ら居るも復た祖先の如く謙謹ふるをれし殊  
小末代に至りては政府の威權全く北條氏の家臣に手  
に落ちて假令外部の撞動なきも内部より潰裂の勢と  
来さんとその有様なりき

是れ千九百九十年の頃に至るまで社會の内は胚胎  
たりし現像なきをくふ時不及ひて九十六代の天皇后  
醍醐鎌倉政府と打滅し公家一統の世となさんと此隱  
謀を企てらるるより抑く此事一朝一夕の故小あらざ二  
千年代の始め小皇統二流に分ち社一と大覺寺殿と稱  
し一戎持明院殿と稱し此兩流共し八十九代の後嵯峨

二つあり

天皇より出てたゞも此なき蓋し承久の亂後鎌倉政府  
の威權漸く王室及び繼位の君を選ひ奉り事共あり  
うむ後嵯峨此二子後深草第二子龜山第三子の子孫  
繼位と争はるるに至りて之を選むの權を全く鎌倉政  
府の手小落ちたり鎌倉政府は是時の前小攝政の特權  
と專有せし氏族を五流に分ち相争はるるを以て大  
其威權を殺きたる事あり故小此兩流の分るはに及  
ひて大覺寺流を後嵯峨此望代属されし著明なる證據  
もと明らぬ色とて王室をして常小鎌倉政府に委頼せ  
しめんが為り小兩流交立の議を定めたり然るに此事  
其期を處を得ざして却り大覺寺流の激怒を醸し終

小後醍醐に至りて最も其意を伸んとぞせられけふ然  
 まども此時猶ほ藤原氏以來の柔弱此氣風京洛の間は  
 盛まりて王家も公家も皆か此暗霧小掩はれしを後  
 醍醐の是隱謀を企てらるゝ小於そ唯た頼心所を當時  
 強大なる僧黨と然諾を重をば大名との武力を藉りて  
 政權を王室に復せんともする事及び従前より此慣手法  
 なる呪咀祈禱を以て怨敵を退散せんともする事此二事  
 小限たり北條氏の政道ハ衰へたりと雖も未だうく人  
 頼むなる企を以て容易に打撃をばうらばるゝは一  
 回小敗を二回も敗れて謀と與らる公家僧侶武士等ハ  
 夫々の刑に處せらる天皇西州小幸して波風も静か

四海の内又治まりぬらんと見えたり  
 凡て人類の沈淪せり見ゆ小忍びざるの奈も小別  
 きて高貴の人此零落せり人の心は傷まらむ  
 ものそあらばあべ小殊小神孫の教へ吾は治孫の時  
 當りて社會の上位小立きせらば、天皇の身に置き處  
 なるまでには落ぶれ玉ふを見ゆ小於てハ之が臣子たる  
 べきは黙止する能はざらばさなり況してや然諾と重  
 く死後恐まぶつれ氣風盛るゝの世小於てをや後醍醐  
 の笠置小在せらるゝや楠枝僅に夢を護り六波羅に臨  
 り、や檻輿小身を汚し玉へりか、類の事共ハ最  
 も嚴しく人情は感衝をばすのにて因習の久し小此感

覺ハ終小世此馴言とふりて之ヲ為小兵伐起を正義舉  
 として稱一之加為一命を捨つを正理として贊す亦  
 小至きり是れ其故なきにあらざる蓋し此舉や全く一身  
 の私を離れて其身命を抛て他人の利益を計ることなき  
 ば人々皆ふ是を以て善事なりと心小決し人此最も為  
 難き事なれど世之は稱して剛の者とせり既に之を  
 善事と決し且つ之小高名の存を休ことぬまが數郡を  
 領し一隊を帥る大小名等ハ内部の感動小激せり是  
 外部に稱譽小誘ハ此後醍醐の西行の時ニ當り既に  
 諸方小城廓を築き兵器を執りて鎌倉政府小叛くも此  
 多武も公文

然りと雖も社會の動静を自ら因襲の餘勢小抑へられ  
 て未だ俄に轉換をせらるべからずも此あり鎌倉政府の舉  
 措ハ既し人情の惡む所ニ出て輿論の正とする所に背  
 きて地方の大名等皆な能く之小叛かんと成望むと雖  
 も社會因襲の餘勢を猶之と維持を休小十分ありき是  
 時ニ當て鎌倉政府ハ威望既し天下と呑みしれが各人  
 皆な之に叛くを欲すと雖も又皆ふ之小叛くこと成危  
 りし既小之を危むるときは即ち政府の催促小應せざる  
 と得ず政府の催促ニ應じて以て敵小向ふとき即ち  
 勇奮して以て勝利を得んと成勢むべし是れ人情の常  
 として社會の事之が為り小靜寧小歸するを寧ろ多加



すべし北條氏の命に従ふもの百萬騎心服せざらばものなきふあらざ然れども京攝の地方ふ轉戦して殆んと諸方の城廓を攻め破り天下亦を承久此昔の如くならんとそ見えたるふ

斯く社會因襲の餘勢を當時の人心を制御する此力と具へたきども一人の智略を以て之を轉覆し遂ふ其潮流を返動せしめしむるに恐るしけ此時楠正成と云へる人あり千餘の孤軍を以て最爾たゞ孤城の内ふ籠り取て戦を為さざりしうども實に能く百萬の銳氣を挫き其結合を解き敵をして其攻むる所を知らざらしめたり敵其攻むる所を知らざら故に鎌倉政府の威望即ち地

不墮ち之を維持する此繩索次第ふ弛緩し諸方の武族として皆ふ其領地ふ據て其一族良黨を率ひ鎌倉政府ふ叛くを敢せしむる此念代胸裏ふ蓄へしむたり夫を社會の未だ進まばふ當て人心を維持をべきも此を門地の貴賤と兵馬に權力より先なるなり人民の權利社會の公益等ハ未だ以て人心を動さるあふ不足らざらなり鎌倉政府は源家此血統絶えし後ハ君臣の名分既ふ絶え諸國の家人之ふ叛くも道德上の罪ありとハ人々此思はざる所あり其泰平と致せしものも其權力の平均せし為りのみされが楠氏の一撃一ふび鎌倉政府の権力と挫き人心既ふ分離の勢ふ進みし後ハ北

條氏の威望又た之を收拾をべらば諸國の大名靡然  
 として響應し皆な合一して政府に向ひたどがさしむ  
 不精強なりし鎌倉政府も僅うに三ヶ年を過ぎざりて  
 悉く解体し百五十年の太平も一朝に烟とぞなるも不  
 鎌倉政府もやうに容易く滅びたれども之も叛き  
 て兵戎執りし大名家人等も於ては實に危を蹈き險を  
 冒すの事業もして非常の決断と要せしものあり蓋し  
 此舉や諸方一時も蜂起しをるが如くなまども素と相  
 互に同盟し計を通し事と共ししたるもあらざれば各  
 人皆ふ一箇の兵力を以て政府に抵抗せると同一あり

地位も臨りし抑も各人一箇の兵力も北條氏の精密な  
 る配分の下も極りて僅少なるが為めも勤王の二字も  
 激せらるゝと雖も其之を思ひ立つや亦た非常の危険  
 を冒さざればならざり故も鎌倉政府全く滅亡して後醍  
 醐歸洛ありし後諸方此勝ち誇りたる大名家人も各々  
 其功も誇り其勇を稱へて其拳を振り其劔を鳴して多  
 年鎌倉政府の下に室屏し居りし積鬱の氣も十分も伸  
 べんとすの勢も東より西より南より北より皆な京師  
 を指して雲集せり是等も何れも敢死の兵剛勇の士も  
 して後醍醐の為めも鎌倉政府を亡滅せし不就てハ親  
 族を失ひ身体をも傷け敵の一隊をも敗り一将をも馘

せし者共なきば中興政府の下ふ於てハ我こそ若干の  
 封領をも給はらり我のそ何等此官位も叙せらるべ  
 々も家と起し名を立たるの時至る小なりと皆不欣  
 として非常の望を後醍醐の政府に属してぞ居たりけ  
 る正統記曰我功を以てせハ日  
 本の半國と給ふも猶足らざる  
 然る小此等の武夫が京師に到着をば小及ひて其兼て  
 期せし所を皆不悉く失敗したりたり彼の後醍醐の兼  
 てより望を属せし所ハ鎌倉以来小盛なる武人の  
 權を殺さ公家一統の世となさんと目的れり代以て  
 之を打滅を小於てこそ武夫の力を借りき其既小之を  
 打滅せし後之と安樂代共小を不其好まばり所ふ

武人の部  
 即ち此の部

し神教政府の教を長く帝室代柔弱ならしめたまは後  
 醍醐の如き天皇と雖も一點の勇氣を胸中小蓄へざり  
 たり故に事ごとく武夫と性質を異し最を困難の時  
 と雖も武人と面會をばり代嫌しれり其目的彼の  
 如く其性質此の如くなり代以て鎌倉滅亡の後に及ひ  
 てハ彼の柔弱にして決断もなく知略もれく唯だ詩歌  
 管絃の巧みなる婦女子の如き無功の公家原祈禱  
 を為し僧侶及び媵妾等が第一小恩賞と高官とを占  
 め廟堂の上に充滿し諸國の庄園代拜領して又た武夫  
 を補をべき任もふく武士小給ふべき地もふく或る之  
 あれど一ヶ所を以て數名を給ふとある小至る太平記

或ハ内奏より訴へ勅許を蒙るべし決断所にて論人其地  
 を付けた又決断所にて本主安堵と給はき内奏其地  
 を別人の恩賞小行はるる程は所領一ヶ故小武  
 所小四五人給を主付く國々の動乱止む時を一ヶ  
 人の功勞全く無効となりて其利ハ白面の人小奪ハ社  
 より然きども是猶ほ武夫等の蒙りたる不幸の最なる  
 も此小あらばるるを彼の公家僧侶等を俄ら小國家の  
 政權を執り諸人の上小立つ身と成りしうば諸國の武  
 夫々皆を其れ賤蔑する所となきり而して其俸領亦た  
 多かりしを家俄ら小富みて驕侈の有様人の耳目と  
 驚きし品行敗き風俗崩き醜聲四方小聞えたり太平記  
 五十餘ヶ處の守護國司國々の關所大庄とハ悉く公家  
 被官の人を拜領しんる間陶朱の富貴小誇り鄭白の衣  
 食を飽けしと其外千種殿と文觀僧正の奢侈然  
 の事を記しと詳らな太平記卷の十二を見上

諸國の武夫ハ之と比肩する能ハざるのみならず外  
 にあまてを香車の後小走り内小在りてハ青侍の前小  
 跪かざるを得ず且つ當時最も武夫の榮譽としたり  
 御家人の名も廢せらるる凡下と區別なきに至り是れ  
 豈に武夫の最も怒るべき點ならずや然きども是猶ほ  
 武夫等の蒙りたる不幸れ最なるものに非らざるなり  
 中興の政府を天皇此政府なる代以て萬事儀式を正ふ  
 一裝飾を要すはとの何れ故小官省新築をばるべら  
 ず宮殿新設せざるべからざる是れ隨ひ無用の土木盛  
 起り官庫空乏紙幣を發行するも償ふ能ハざるして終小  
 日本國總て此地頭御家人の所得二十令の一銭課して

之小充る小至まり其他武家の法制を悉く廢絶せられ  
 武士の慣習を皆を賤蔑せられ政令朝夕小改まり  
 其財産も頼む小足らず勲功も訴ふるに處ふくして諸  
 人安き思ひなかりたり梅松論曰く今の例ハ昔の新儀  
 漸々聞えたり新儀を未來の先例  
 たるべしと新ふる勅裁  
 置るべしと新ふる勅裁漸々聞えたり新儀を未來の先例  
 たるべしと新ふる勅裁  
 諸人の浮沈反掌の如く此の如きは諸國の勲功小誇  
 り恩賞を望みする大名武夫が京師小到着をばふ及し  
 て遭遇せし所の有様を故小武夫の功勞ハ凡て水泡  
 一歸したるのみならず却て鎌倉政府の時代より許多  
 の不幸伐蒙むれり是を豈といつや耐忍をばけん  
 や夫も當時の大名ハ既小鎌倉政府の威力を以て制を

べ前らば程の兵力は有するも此小あらざるや其轉戦  
 の間小顯ハセし拔群なる知略軍功等ハ更ハ其兵力と  
 増し其結合を固り免れし封建の勢次第小膨脹し  
 地方の有様亦た従前の如くならずされを鎌倉政府よ  
 りも一層嚴肅しして且つ威力ある政府と創立する小  
 あらぶきを政事上の權衡を保ち得べしとも見えざり  
 けふ小却て柔軟なる公家原と率ひて勇敢なる大名等  
 茂制御せしめんと欲をばこそ淺猿々をゆゑ小武家の  
 面々皆を申狀と捨て訟を止め怒て其本國小歸り藤房  
 潮を諫むる語小曰く元弘大亂の始め天下の士卒舉て  
 官軍に屬せし事更ハ他な一戦の利を以て勲功の  
 賞小頒らんと思へ故なりされを世靜謐の後忠と  
 立賞を望む輩幾千万と云ふ數と知らざる然きども公家

被官の外も未だ恩賞と給たる者あらざりし申状と捨  
 訟を止りしむる忠功の立たざるを恨み政道の正し  
 らばつと補して皆本國の如く公家一統の天下ふら  
 小歸のゆゑなき云々 今の如く公家一統の天下ふら  
 んよハ諸國の地頭御家人も皆奴婢雜人の如くにてあ  
 るべし哀ま如何なる不思議の事出来て武家再び四海  
 の權を執り世中ふなきらしと思ふ人のみ多うをけり  
 如此き人民の上ふ立てり如此き政府ハ善く永久を保  
 つ能ハざるや知るべきなり是より親政此名稱も武夫  
 の心伐撃くに足らざる天皇の綸言も世の冷笑する所と  
 なりて天皇歸洛の後未だ一年を経ざる小關東關西共  
 小反きて一方を鎮定せしが又一方より起り其他種々此  
 事情よりして諸國の武夫も終小源家の末流なり是利

氏と新田氏の二黨と奉戴するに至り故小中興政府  
 ハ天下を得る此暇なく既小天下を失へり  
 此二黨強大ふあふ及びて互に覺隙を生せしむるど公  
 家の政府素より之を鎮定すべしとの兵權もなく之を裁  
 判をべきは知略もなく唯だ僅う小新田黨に命じて是  
 利黨の強大を制せんとぞせらるるけり斯く後醍醐新田  
 黨の上ふ立つふ及びて是利黨ハ持明院の血統を奉  
 立て、之と争へり是より兩黨此争ハ帝室兩流の争と  
 あり諸國の武士も此兩流の下ふ従ひ互ふ相ひ戦ふ是  
 を則ち世に南北朝の戦と稱するもれふして我日本人  
 民が嘗て經驗あつたりし最も殘虐なる革命の一なるけ

新田の  
 帝室の  
 争ひ

南北朝の戦の間、新田氏楠氏の如き豪族を亡滅したれども、猶ほ足利氏の親屬臣下の志を得ざりしものは、數々南朝に投じて之を抗しき處に付、五十四年間殆んど戦亂止む時なく、此打續く戦亂の間、弱を強し、強を食まれ、小を大に併され、鎌倉政府の時より一度整ひし順序、全く破壊して復た見るべき跡方もなく、此際不當りて、一般人民の有様最も憐まありき、何れの黨の勝つともせず、最も損害を蒙むるも、此を關係なき人民ならず、其君不忠を盡し、其黨に勝を得させん為め、人民の財産を奪掠せらるる家屋を焼き盡され、丁壯を奴隷

とす。老弱を饑餓に迷ふ、其有様見るに忍びざるも、此太平記北畠顯家の陸奥より登る時、其勢都合五十あ元來無慚愧の夷共此を路次の民屋を追あ社佛閣と焼き拂ふ物に在家の一字も残らぬ草木のふ本も無りけり、○越後の兵新田義貞と越前小牧のと加賀まで攻込、○越後の兵新田義貞と越前小牧の乱國つひえ民疲きて、兵糧ありべからず、加賀の兵國暫く逗留して行末の兵糧を用意をばす、加賀の蓋古來我國の人民、此時程の辛苦を多くあり、まづ北の奥羽の片隅より南を九州の末に至るまで、大軍を横行する前後幾回あり、或知らざる、恰も大風の砂が捲き石を飛ばして四海の内昏朦となす、たふ有様あり、此戦連綿として長く打續きし、諸國次第に凋弊し、始めより常に數萬と動いて戦き、強黨も終る、其生力も失ひ、毫も

動く能はざる如く見えたり  
はまが鎌倉政府の滅亡せし後復た世を治むるは豪傑  
なり唯だ名爵を有する貴人武力伐蓄ふる大名等が徒  
小無事の民と驅逐して互小相吞嚙せんと欲するのこ其  
志を所成問へば或は忠臣あり孝子あり皆ふ心し暴  
戾殘虐を嫌はんとすふあらざると雖も忠の為り孝の為  
り小己心を得て之小至るなり嗚呼人民を治むるの  
豈小猥る兵を弄して政府小叛するを得んや鎌倉政府  
滅亡の事如き嫉妬の心は發し忠義の感情は潰へ  
武門の高名心小終る者あり是を皆を以て兵を擧るの  
理ありとをばふ是ら然れども一度之を得て能く治

めを猶ほ可なり徒小世と潰爛して止む小至りては如  
何ほど忠臣孝子ふりとも稱賛をばさふあらざると

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 忠臣, 孝子, 稱賛, 兵, 擧る, 治, 潰爛, 徒小世, 可なり, 止む, 至りて, 如何, ほど, 忠臣, 孝子, 稱賛, ばさふ, あらざると）



第六章

南北朝の戦乱以後  
戦國に至るまで

南北朝五十餘年の戦亂後國家の有様全く一新して舊  
 時の状態と存するも此極めて稀なるを今其景況を略記  
 せん蓋し鎌倉政府の時小於てハ所謂大小名即ち守護  
地頭御家  
 人を云ふなるも此其數甚だ多くして其領する所の土地大  
 なるも四五荘小過ざる然して皆其領所より邸宅と構  
 へ農工を少く其近傍に集まりて小部落と為し其小  
 此のものも數十人の武夫を率ひ其大なるものも數百  
 人ふら上らざりて其配分の法極めて均一を勉めたり  
 南北朝の時及び其後小及びて大なる小にして弱か  
 るものあり或ハ滅亡し或を併吞せらるるまで大なる數

大小減少し其領する所の土地大なる四五州亦渉り  
 小なるも一二州以下を皆堅固要害の地小城廓と  
 構へ農工も其近傍に多く集り其帥る所の郎黨も大  
 ぶるも數萬人小なるも數千人小下らざる而して其臣下  
 の内ふも數千人と率あるものあり小至れり又た公家  
 武家の間たの關係を考ふに鎌倉政府の時ハ公家  
 々猶ほ尊威を世し失ハざるを以て高名心あり武夫と  
 して屢々其指顧に應せしむる小足り又た鎌倉政府を  
 も抑制せし所あり南北朝の時及び其後小及びてハ  
 公家と武家小對して權威なるのみならず全く是小凌  
 蔑せられ所領をも專領せらるるも數なき  
 太平記卷  
 二十六

妙吉侍者高師直師泰中静り得語と曰く今武藏守越後  
守の振舞高師直師泰中静り得語と曰く今武藏守越後  
官の者申せ給ふ所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所  
と歎き領事の境と越さるる所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所  
の承領事の境と越さるる所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所  
く承領事の境と越さるる所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所  
よ承領事の境と越さるる所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所  
王を承領事の境と越さるる所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所  
さ承領事の境と越さるる所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所  
三承領事の境と越さるる所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所  
と承領事の境と越さるる所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所  
地を承領事の境と越さるる所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所  
遠を承領事の境と越さるる所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所  
霜を承領事の境と越さるる所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所  
の承領事の境と越さるる所と御恩を給ふ其領所近邊寺社本所

ハ珍と盡せり云々是二十又其大名及び人民の關係と  
考ふ小鎌倉政府の時於てハ守護地頭の職も有功  
の將士と與へたりと雖も猶ほ人民を治むる其  
職務小して時々其治法を視察し督責する舉も見え  
り南北朝の時及び其後小至りてハ人民を地頭の所有  
の如く地頭を守護の所有の如くなきて其掠奪と擅  
したれども之を禁むるものもな  
太平記卷三十三の  
天下と成敗せし時諸國の守護大犯三箇條の檢断の外  
て一國の事無敗りし意小任を大の事共小守護の計断の外  
く一國の事無敗りし意小任を大の事共小守護の計断の外  
領に召仕の威儀寺社本所の任を大の事共小守護の計断の外  
羅九州の探題の如く六波其變遷此の如くふる為り小  
其社會ふるの復た往時の社會小あらす其人民政府

日本開化史 卷三 第六章 十六

なるもの復た往時此人民政府ふあらざる其王室公家ふ  
 ぶもの復た往時の王室公家ふあらざる唯だ日本人民一  
 蹴して一新世界の内ふ入りきふが如くにぞ見えふ左  
 何代以て此の如き變遷と生せしやを考ふるふ蓋し鎌  
 倉政府既ふ亡び南北の兩黨兵と内地と動うふ當て  
 兩黨共ふ其兵力大に相異なふありにあらざる其土地亦  
 た兩黨の有ふらざる其門地亦た大に貴賤を異しす  
 ふあらざる其武夫亦た悉く養兵あるものふあらざる  
 全く烏合のもれあり故ふ一勝一敗以て敵となるべく  
 以て味方となふべし其安危存亡瞬息の間ふ變遷を以て

以て之を首長をもつもの常ふ戦々競々として唯だ一  
 たび得たる土地及び人馬を復た之を失はざらん事を  
 顧慮せり蓋し諸國小土着の武士起りしよを地方を治  
 るに任する將帥の器を撰まざるべからざる鎌倉政府  
 の置く處の守護職の如きは警察裁判と兼ねると雖も  
 其實鎮將の如き者なり天下亂るふ及びて此等の武  
 夫亦た寄る處なし唯だ強者ふ就る其武力を試みんと  
 欲ふ故ふ戦勝てを雲の如く集まり敗きを霞の如く散  
 る之を將きもの亦た之を如何ともすふれし故ふ一  
 たび得たる土地及び人馬を復た之を失はん事代恐ま  
 即ち己の黨與を諸國に配賦し以て之を管領せしめたる

り之と守護と稱す是法能く小武夫を約束し得べしと雖も其守護する者未だ以て忠節無二危ふ堪ゆのひと為る能はず故ふ之に許るすに専權を以て之ふ與ふる土地の富と榮譽の位格とを以て其甘心を得て以て其黨を固結強大ならんを企てり斯く廣大なる土地を分與せらるゝふ及びて此守護亦た容易よ之と失はらんが為ふ王者の爲る所を倣ひて之を其從者ふ分割し從者も亦た之に倣ひて分割し各々其從者ふ任して以て其領地の武夫を統轄せしむゆふ土地の領主も則ち軍門の部將として一朝事あれば即ち帳簿を閣して甲冑を着し算筆と抛く刀劍を提へ各々

其統轄する所を率ひて將軍に旗下ふ集り以て敵に向ふされが人間の階級大ふ増加して上を將軍以下を部卒下民ふ至るまで次第に君臣の約成立てし以て統轄するふ至まり是れ時世の勢然らざるを得ざるふ出ると雖も其土地人馬を守るれ方法亦た巧みな處あり南朝北朝共ふ此の方法と勉めたり而して南朝に於てハ時務に暗き公家専ら事を執る代以て智略あり諸將も力を伸ぶ能はざるが是利氏も此方法を十分ふ行ひ數多の武人と己の黨與とを以て之を以て終ふ能く南朝と亡ぼし一時天下の武將と仰がるゝを得たり是れ則ち右の如き變革は國家ふ發する原因ふして我

國封建の勢終小熟成に至りても全く之小基と云ハ  
ざらべうらむ

然りと雖も足利氏として其抗敵を滅せしものそ  
又足利氏として其威力は海内小失ハ一急一所を抑  
黨與を封建するの事ハ敵の侵入を防く小利ありと雖  
も結合するの力に至りては極て弱きものなり夫の土  
地の富と軍馬の力とを蓄ふもの少し許の不滿も主  
者に向ひて抗抵を試みんとするは勢あり史家或ハ足  
利氏小叛者  
多きと以て尊氏南朝は叛く應報と為るものあり然り  
と雖も古來各國封建の世小必ず乱臣賊子あり温良  
の君と雖も亦た害小遇ふは必ず小あり封建の武  
族を威服せしむるは未だ品行を以て論をまらば  
也足利氏も眞小武將と仰ふれり然まども仰ふは

封建の勢

たり小あらばるるは南朝の勢衰ふると同時は此守護  
を漸く制すべうらむと此とれりて足利氏の初三代  
ハ其君臣父子兄弟の戦小殆んと暇なむ者の如く然  
て其三代の末に至りては關東の藩鎮をりて足利氏の  
一流漸く室町と相闘くの色と顯々せりはまが南朝の  
亡ぶる小及びては更小南朝も至るべきその諸國に  
充満をり名分の上小於てこそ君臣上下の差別ある其  
實力小至りて之は頡頑をべし程の大名極めて多  
而して其叛くや足利氏十分小之を討滅する程の力あ  
るなり故小其降るや亦た其罪を責り其封を割く能ハ  
ざるなり當時の大名等相語て曰く家と大小せんと欲

せが叛より善きなる」と又た曰く弱き者を誅せらるる  
強き者も禍を免らば兵を連ねて自ら強ふるも若う  
ぞ」と其凌蔑する如此し故に位足利氏の下にありと雖  
も力能く執事を定め又た能く之を倒し威能く將軍を  
擁し又た能く之を追ふ其專横放肆する所なり是  
を特にお室町のみならず鎌倉亦た然りさきぞ是より  
政事上の一致全く破れて所謂政府なるも亦く人  
民ふるものもなく全國一般の法令行われずして皆一  
地方に限り一曲處に止りしれり此時に至りて人心再び  
北條氏の政治を追慕し鎌倉の禮義法度を知らざるを以て  
撰りて、其執事あり高斯波貞永の成敗に似たりとて撰



まろの管領職あり細川其他一二の人物ふるあり  
ぞと雖も國家の勢亦救藥すべからざる空しく舊政追慕  
の情は史上訴る耳建武以來武目追加之前文は曰く  
いへ所謂善者ありと雖も亦之を如何ともそはなると  
云ふもれあるべし然るも南朝の亡びし時二十零五年  
よを應仁の亂二十零二年に至りて迄殆んど七十年間稍々  
少康と稱せざる者ありと此等の人れ力も歸せざるべ  
からばるるを其間敢て戦亂ふしと云ふも非らざる則鎌  
倉將軍も此際にお滅し室町將軍も此際にお弑せられた  
るあり關東及び九州地方も絶えず戦亂の有様にして  
京畿近傍亦た時にお大戦あり室町におありて二十零五年  
十七年にお大内義弘の乱あり

赤松満祐將軍義教を弑せり關東の叛ありて二十年  
 六松満祐將軍義教を弑せり關東の叛ありて二十年  
 鎌倉將軍上杉氏憲の乱ありて二十年  
 後の時代は比社を較戦亂少なりと云はざるべからず  
 此際足利氏の制度少く定まり室町めて三職十頭奉  
 等の制を定む鎌倉の管領を之に倣ひ自ら將軍法令亦  
 と稱し家老を管領と稱し更ふ八屋形を置けり軍法令亦  
 た設たりふ並武以來の式目其制度法令決して實行せら  
 きたるふあらずと雖も稍々大名等の威權を制し其皇  
 張を抑ふる所ありた如し然きども一般の人民に至り  
 ては此時に至りても猶ほ休息をば事を得ず戦亂の未  
 だ鎮定せざる頃より將軍及び大名等を早く既ふ人民  
 の財産を奪掠して其驕逸を資けり戦亂の定まるふ

至りて之を行ふこと益々甚し  
 太平記卷之三十三都  
 計と盡る大異國本朝の重寶を集め始め座の糶を寄治  
 曲録の上座小豹虎の皮を布並居たり段子福禰を裁り  
 四主頭千佛の光と雙へて坐居たり段子福禰を裁り  
 の諸侯と遊宴をふす時劣膳方と座の異圍四方異國  
 の珍物と備ふ齋羹点心百種五味の旨酒と酸辛の菓子  
 敷に十番の居雙べたり飯後味の魚鳥と酸辛の菓子  
 共色々様の外物又引き置くと積む初度の物  
 頭人々奥染の物各百重副置くと積む初度の物  
 頭人々色々染の物各百重副置くと積む初度の物  
 沙金百兩の麝香の鉢盆の白太刀柄番の頭人々  
 今為立たぶ、麝香の鉢盆の白太刀柄番の頭人々  
 く、後みふ頭人々如く積め重ぬれが其幾千と云ふ事  
 替を知らぬ是を如く積め重ぬれが其幾千と云ふ事  
 日本開化史 卷三 第六章

前代の  
物共

め集りて田樂猿樂傾城白拍子の飢を資くも皆取らねて  
手と空に歸りて窮民孤獨の只金と泥を捨てて玉を淵  
を又供佛僧の檀施も非徒又博奕をして遊ける  
ふ沈めたる貫立も茶事過て勝負五六千貫負る  
人のみありて百貫も勝人ふ此も田樂猿樂傾城  
白拍子の賦り捨ける故也抑も此寺の本所を押取  
取り相子民百姓の資財を責め取り論人訴人の賄賂を取  
り集めたる夫の後世に開化を飾るべき器具技藝を早  
く既ふ此人々として飽かすやたを建築する金閣あり  
銀閣あり花の御行れ覺と其費六十万緡高倉御所の障  
子と一間の價二万錢皆ふ銖玉と琢る金銀伐鏤めたる  
將軍此の如くふりしる大名亦た之を倣ふて邸宅と  
壯麗ふし其驕侈を極め領内の民財を奪略し來りて之  
を京洛の内ふ散せりされが異國本朝の珍器翫具多く

此ふ集り綾羅錦繡の美も委して地ふあを鼎と鐺玉を  
石金塊珠を礫と云ひけり代の有様も斯くやと思ひ  
知らざるなり此時不當に遊技亦た大に改まりて茶の會  
も志ばし行りて茶を鎌倉の時五山に禪僧支那の  
茶具より茶堂ふ至るまで美麗を盡さるなりとぞ  
田樂猿樂の類々常小遊宴小伴ふの一樂とふまり  
條氏の時始まるなりふきども今詳らざる猿樂  
も亦た此條氏の時始まりて足利氏の時井田の八郎  
秦の嘉兵衛此戲を大鳴呼古來人間幸福快樂の具多く  
暴君汚吏の世に擅ふし貨財配今の公平ならざる時小  
發をば成以て識者の賤む所とふりしる理なきと覺え  
るなり



う、は貴族日本人民の頭上小立ちて其貪婪或擅小せ  
—ことあるが當時人民の艱苦果—て如何ぞや蓋—封  
建の世々是き奪掠の世界なり其奪掠を免るべんと欲  
せが黨派の力と頼まば—べからず當時の如きも人民  
間々黨派を立て、財産を守らんとせざらば—小あらず然  
れども其力弱く—て直小破却せらるる他—為るべし  
術なき以て唯た黙々として上者の命小是れ従ふの  
み彼の大名等々斯く之と抑壓して人民の氣力と奪却  
したる後乃ち之小課を—り租税を以て—其室と空  
う—其財と盡とふ至り然きども其暴貪猶未だ之小止  
まらば彼の豪族貴人—此財産と握收—之と驕奢の具

封  
建の世々

言  
及

小濫用して商賈少く富を得る小及び即ち之—命を  
に倉役を以てして其貨財取戻—倉役と強て金銭  
其負債額漸や—崇む小及び即ち徳政を行ひ以て  
其負債と解き—徳政と為り負財と解きて債  
主小償ふこと成免るを—民間の貸借全く壅塞  
して窮民生と營む能らざる—應仁記諸國の土民百姓の課  
様と變へて謹責を—國々の名主百姓に耕作と色々の  
を田島と捨く乞食—是小任せてもたへ行く鹿苑院(義  
満)殿の御時—倉役四年—小か度ふさる然るを—當代  
の御代と—て一年—十二年—度ふさる然るを—當代  
義政と—倉役の臨時—度ふさる然るを—當代  
あり—霜月—臨時—度ふさる然るを—當代  
の借錢と破らんと—前代未聞の徳政と—倉方—小海内  
も皆絶えて—夏の民—此日—つう亡び  
ん我爾と俱小亡び—云ひ—如

の人民ハ皆ふ君主を戴き其属隸とありて其厭くふよ  
の欲と満たさざるを得ず其暴虐の命ふ従らざるは得  
ざるは極小陥まり此時若し人民として威力ありしや  
を其肉を食ひ其骨を碎くも猶ほあきたらざるを云ふべ  
し彼の開明れ人民の最も嫌忌せる主僕の教漸く盛  
ふかき此暴戾無慚の盗奪者と君主と仰る君恩の萬一  
小報ひよと教へらるるこそうたてけし  
然りと雖も是未だ我人民不幸の極點に達せざるは  
し海内の人民此の如き有様と以て殆んど百三十七年  
間楠氏兵を擧げしよの苦痛小堪へたりし終に二十  
二百年代の中頃に至りて限りなき潰爛の内小沈没せん

とぞたりけし其淵源を尋めし小足利氏の御所中  
於て最も威力ある豪族二人が嫉妬の心より互小兵戎  
執て相争ひしよと勇氣ありし諸大名々各々其好む所  
に従ひ靡然として之小應し攝津丹波土佐讃岐阿波三河  
備中淡路和泉紀伊河内越中隱岐出雲飛騨近江播磨備  
前美作加賀凡て二十州十六萬人の武夫々夫々此守護  
小従ひて京師の東に陣し但馬播磨備後伯耆備前因幡  
美作石見越前尾張遠江大和河内紀伊能登丹後伊勢土  
佐美濃周防長門豊前筑前安藝石見伊豫凡て二十六州  
十一萬六千餘人の武夫々夫々の守護小従ひて京師の  
西小陣し互し獅子の如く怒り虎の如く叫びし日頃の

武勇と現らせり此時ふ至りては足利氏を亦た王室の如く京洛文弱の氣に薰染せしむば彼が始り王室と擁して戦ひをふが如く亦た此二軍の爲りに擁せらるる將軍れ名を唯だ僅う旗鼓ふ光榮を添ふるの一具となさるるのこ然れども此等の事を最早武夫の氣を輕重するふ是らばなる此戰の關ふふ當と兩陣の主長共ふ俄うふ死去さしりども無數の將卒猶ほ相對して日々夜々戰爭止む時なく殆んど十一年間洛中ふ相對峙せり斯く洛中よ於て戰爭をふれ時ふ當て諸國よ於ても亦其黨よ從ひ互ふ相鬪争せり就中關東を早く亂さるる足利氏の威力及ぼさるるを此戰ふ關係をふか

如く如きども其豪族等又各々相軋して自己の戰止む時ありては人氏の家屋を概ね兵燹に懸り夫の豪族等の翫具より貴貨珍寶も互ふ取り合ひの目的とありて全く消滅し京洛の内ふ傳りたる古來の記事文章等も多く焼々盡しり

彼の南北朝五十餘年の戰亂よを王家の尊威大に衰へるる小均しく應仁の亂十一年間打續きたる後足利氏れ威力悉く地に墜ち將軍の命も大名を動うを能く王朝の時を久しく武人の影慕を得尊氏の創業よも士心攸攬る助とありたる源氏れ血統も此に至りて武人の顧みざる處とれきり是を諸大名を皆各々其國

小據りて鄰國と攻撃し天皇命を承も聞らば將軍令す  
 るも肯ぜず唯だ無益なる戦争も人命と財産と成糜爛  
 して徒ら其高名心を慰めんと思ふ所のされど諸國  
 十も小分裂して全く戰國となり如何なる小國と雖も  
 皆不城廓を構へて其領土の親族を防護をたり國家の  
 有様此の如きに及び海内一般丁壯を人類を滅絶する  
 職業も從事し老弱を之と支ゆれば器具糧食を製し人  
 間社會を幸福を營むれば場所もあらざるして吞嚙を試む  
 るの區域と成り猛惡無雙の勇士諸州を充滿してはし  
 るも小尊むべき人命も鴻毛より軽く見做され人さへ見  
 ざる唯だ常に相戦はんと思ふ諸國の大名等ハ

之を養ふに忠義の教を以て之を勵まはるに奮死の榮  
 と以て其即ち之を驅る以て隣國を侵入し其貨財を掠  
 り其人命を奪ひ目も觸る者も凡て刀鎗と兵燹と小委  
 して以て歸り或る敵國反て勝を得る事あり必す之  
 不報ゆり小更し甚しきを以て以て二千百四十年の  
 頃より二千二百五十年の頃迄は、有害の戦亂海内  
 一般も行ひたて甲興りて倒さ丙散し丁集まり昏昏紛  
 ら相亂して其常形を見なく交互錯綜して理なき處  
 あり其混蕩の間小將軍も管領も名あり公家も大名も  
 行方知きを消え失せたりその極て多し人間社會の有  
 様此の如き小至り真に憐むべき事ならざるや嗚呼人豈

小他人の爲り小世に生きんや然らず小當時の人民自ら  
 世に立つ能はざりて生命を以て他人の用不供せざり  
 と得ざるのみならず因習の久しき之を以て人間の榮  
 譽となす小至らざる人間の有様憐むべきの極度小達すと  
 云ふべきなり

神教政治の勢盛なる時小當り帝統の神權を信ぜざ  
 りものありれが其朝廷亂る其朝廷亂るときは其人  
 も亦た世小立つ能はざるべし封建戦國の時小當り  
 忠義の教を疑ふものありれが其君家亡ぶ其君家亡ぶ  
 れが其人も亦た世小立つ能はざるべし列國對峙の  
 時小當り報國の心なきもれありれが其國破る其國破

りまは其人亦た世小立つ能はざるべし彼は報國忠  
 義神權の如きも當時はありては皆人々を益をなすも  
 のなきなり若し其利益なくん豈小能く人心を集合を  
 は此の如き小至らんや聖人出つるに及びて之を經  
 典とし之を集録して以て世小教ふ而して世人の之  
 を信ざる愈々厚く社會の結合愈々固く之を終古小  
 徴し之を萬國に實を絶て異例を見を即ち知る此  
 等の教皆ふ當時小欠くべからず其具ありて異  
 時異處の見識を以て賤蔑をべからざる事伐然りと  
 雖も余を以て之を見らば是皆な一時變を制するは  
 教なるの如何を變と云ふ請ふ逐一之を述べん夫

主人の社會小仲間入をもるもれを素と其便と得て一  
 生と快樂ならんやんら為めならんや各々自ら其利  
 を計りて勞作し害と他小及斥さ、れが其事已まん  
 のみ素とよき國を立てを何ぞ報國哉要せん素より  
 君臣ふし何ぞ忠義を知らん素より君統ふし何ぞ神  
 權を用ひん人々善と為さざる人々惡と為さざる善惡邪  
 正の教長く跡を人間社會小絶たん人間社會たつも  
 の宜しく此の如くふし是余ら人間社會の正状  
 と稱すは所也社會の有様正變ふし余ら其幸福最  
 變狀然りと雖も人世變多し或る國を立て或る主と  
 立て動もるれが互小相吞噬して以て快と呼ぶ神權

忠義報國の教亦た少しく其勢と慫慂をもるもれな  
 小あらざる豈に能く萬世不易の教とふす哉得んや且  
 其ま此等の教皆な一身の利益を捨て他人の利益と  
 計りの語なり若し一點私心減其間と挾むときろ之  
 と貶して偽とそ是ま其意偏小國に許し君に許すと  
 尊ぶがゆゑなき嗚呼人間豈小他人の為し世に生ぜ  
 んや其私心と抱うざるを實し其私に利あるが為し  
 人々之を尊ひ聖人之代教ふと雖も人々の為し私  
 利と計りて私利と得たり時こそ始て憾みなうふべ  
 し故に余ら神權忠義報國等の教を以て人間社會の  
 變狀を處する此一具と爲し而して完全無欠の教へ

と認むる能りざ然りと雖も俄らふ之は浅排除を成  
望むふあらん唯を速に排除すべし氣運に達せん事  
と望むのみ

日本開化小史卷之三終

卷之三

# 東京 書林 賣捌

明治十年七月十日板権免許  
同十五年七月六日再板御届  
同年七月十二日出板

著述兼出版人

静岡縣士族

田口 知吉

東京牛込區牛込北  
山伏町四十三番地

日本橋通二丁目	北島	茂兵衛
同通二丁目	稲田	佐兵衛
芝三島町	山中市	兵衛
浅草茅町三丁目	北澤	伊八
小石川大門町	青山	清吉
日本橋通三丁目	丸屋	善七
同通二丁目	小林	新兵衛

